平成15年度第1回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

平成15年12月12日(金)に開催された平成15年度第1回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

- 1 日時 平成15年12月12日(金)午後3時00分から午後5時15分まで
- 2 場所 大阪家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員) 赤井兼太,伊香賀龍美,井関和彦,加藤治子,久貴忠彦,武田雅俊,田原稔, 永田祥子,永田広道,廣田耕一,福島光行,佐々木茂夫,中本和洋,孕石孟則,栗 原宏武(敬称略)

(事務担当者) 益田義弘,池田善信,津村勝俊,小西義孝

(庶務) 新谷誠, 島田博敏

4 議題

- (1) 委員会の運営事項(委員長の選任,議事の公開,その他)
- (2) 意見交換
- (3) 次回の予定
- 5 議事(□:委員長,○:委員)
 - (1) 所長のあいさつ
 - (2) 委員の紹介
 - (3) 事務担当者等の裁判所職員の紹介
 - (4) 委員会の運営事項について

ア 委員長の選任

- この委員会は、家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるために置かれたものであるから、できれば委員長には裁判所委員以外の学識委員の中から選任されるべきである。
- 各委員が活発に意見交換を行うことによって、裁判所の実情についての情報 を共有できるようになった場合には、そういうことも考えられるが、各委員が 裁判所の実情や事務について必ずしもよく知らない現状を考えると、当面は家 庭裁判所から委員長を出した方がよいのではないか。
- 法曹界の人であれば別かもしれないが、裁判所の実情を知らないまま、学識 委員である者が委員長をするというのでは、委員会の運営に支障を来すことが 考えられる。当面の間は、裁判所から委員長を出した方が会がスムーズに行く と考える。
- 所長のあいさつにもあったように、この委員会は純粋な諮問機関ではなく、 また、諮問する主体が裁判官会議ということから考えると、所長が委員長にな

っても問題はないと考える。また、この委員会は双方向性を持っており、諮問がなくても委員が自由に意見を述べることができるとされている。そういうことを考えると、裁判所の過去や現在の実情、家庭裁判所の取り扱う事件について熟知しており、将来像を描ける立場の人でないと委員長は務まらないと考える。さらに、来年4月に新しい法制度が施行される状況であることを考えると、余計にそう思う。

- 私は法曹界以外の人間であり、裁判所の慣例等について、ほとんど知らない。 私は裁判所がよりよい形になればいいと考え、この委員会の委員を引き受けた。 前年度の家裁委員会は、所長が委員長をされていたが、雰囲気がよく、裁判所 以外の人間としても、きさくに発言をさせてもらうことができた。裁判所から 委員長が選任されることが、この会にとってよいことだと考える。
- 所長が委員長に選任されることについては、今回はあえて反対はしないが、 これが前例になり、あて職になるのは、避けた方がいいと考える。この委員会 で活発に意見交換するためにも、市民の代表である学識委員の方が委員長にな った方が裁判所に意見をいいやすいと思う。なお、副委員長については、是非 とも裁判所以外の方を選任していただきたい。
- ※ これらの議論を踏まえて、栗原宏武(裁判所委員)が委員長に選任された。

イ 委員長あいさつ

ウ 委員長代理の指名

- 委員長代理の指名の前に、ここで複数の副委員長を決め、その内の1人を委員長代理に指名するようにされたい。規則第9条によって、副委員長についても、委員会に諮って決めることができると考えるが、どうか。
- □ 規則第6条3項によって、委員長が委員長代理を指名することになっている。 規則の上では、副委員長を置くことは予定されていないと考えられる。
- 他の地裁や家裁で副委員長が選任された例があるのか。
- □ 今までのところ, そのような例は聞いていない。
- 福岡地裁で副委員長を複数定めて、その中の1人を委員長代理にした例があると聞いている。
- 仮にそのようにするという場合,副委員長と委員長代理との関係はどう考え るのか。
- 規則第7条によって、部会を設置することができるが、そのいくつかの部会 長を副委員長が務め、その中から委員長代理を指名すればいいと考える。
- 副委員長の選任の仕方はどう考えるのか。
- この委員会で互選すればいいと考える。委員会の運営規則を検討する中で, 部会の設置,副委員長の選任について検討すればいいと思う。
- □ 仮にそのようなことにした場合、規則第7条にある部会の部会長、副委員長、 委員長代理について、それぞれどういう役割を担うことになるのか、それぞれ の関係について難しい問題も生じかねない。この点については、後日検討する ことにさせていただきたい。なお、委員長代理の指名については、今日はこの 程度にしておき、後日検討することとしたい。

エ 議事の公開等

□ 委員会の議事の内容については、国民の皆様に知らせることが必要であると 考えており、委員会で発言のあった内容の概要について、委員が確認したもの を当庁のホームページに掲載することによって公開したいと考えているが、い かがか。

- 私は政府関係のいろいろな委員会で委員になった経験があるが、その場合には会議に速記者が入り、それを反訳して議事録が作成されている。公開する議事の概要というのはどの程度のものを考えるのかにもよるが、あまり細かい議事録を公開するということになると、率直な激しい意見は控えざるを得ない心配がある。
- □ 自由闊達に発言していただくようにするのが一番であり、それぞれの発言の 趣旨を正確にとりまとめたものを委員の皆様に確認をしてもらい、それを議事 概要という形でホームページに掲載することを考えたい。その際、発言者の氏 名は匿名にしてはどうか。
- この委員会の規則が制定される際の確認事項に「議事録を公開するとともに、報道機関に議事を公開するのが相当である。」とあって、委員会の議事自体を報道機関に公開するということと議事録を公開するという二つの問題がある。私は、議事を公開すべきであると考えているが、委員から思い切った意見が言いにくいとか、素朴な質問ができにくいということで、自由な意見交換ができないという事態が生じるということも理解できるので、誰でも傍聴させろとまでは言わないが、傍聴を希望する報道機関があれば、考慮すべきではないかと考える。また、議事概要の公開ということであるが、委員の発言について、最終的な結論だけではなく、できるだけ正確に、委員と委員のやりとりが分かるように再現していただきたい。
- 議事録の公開については、会の進行した状況を詳細に報告しなければならないかというと、そうではなく、会にふさわしい公開の方法が考えられていいと思う。この委員会ではどういうことが行われて、その時にこういう意見が出たということが、要約された形で公開されれば、それでいいのではないかと考える。
- この委員会ではどのようなことが行われて、委員の間でどのようなやりとりがあったのかということを掲載すべきである。結論だけをとりまとめるのではなく、その経過を正確に伝える必要があると思う。
- 議事の公開については、公開の要請があれば公開すべきであると考えるが、 どういう形で公開すべきかというと、その内容が分かりやすく、短時間で理解 できるようにすべきであり、一字一句を再現した長い文章よりも、議事の内容 について、こういう意見があったということが分かるものでいいと思う。また、 ホームページはいろいろな人にオープンになっており、特定の意図を持って利 用されることも考えられるため、ホームページで公開される前に事前にその内 容を見ておきたい。それによって、どの委員でも自由に発言することができる ということを保障することが望ましい。
- 委員会においては、現場からの意見を発言することもあるが、個人のプライバシーや守秘義務に関して話をする必要がある場合もあると思う。議事の内容がどのように公開されるかということによって、発言の内容も、慎重になるなど、微妙に影響が出てくる。したがって、公開の問題ははっきり決めていただきたい。
- ホームページでの公開をメインに考えるのであれば、議事の概要にとどめて 差し支えない。
- 公開が原則であるとは考えるが、全てオープンになって、一字一句公開されるとなると、発言したことが所属機関としての発言と受け止められてしまいかねないと思う。委員として、いろいろなことを言いたいと考えていても、オブラートに包んで言わないといけないということになる。どこまで公開をするのか、委員もそれぞれの立場があるため、公開のデメリットも考えないといけない。
- 公開を前提とするのは当然のことであり、国民に対して隠していると思われ

ないように、ぎりぎりのところまで公開すべきだと考える。委員が事前に議事録を読んで、プライバシー等の部分については、委員に任せて削除すべき点があれば削除できるようにすればいいと考える。そういう配慮をした上で、話のやりとりについてもできる限り掲載すべきだと思う。

- この委員会の趣旨が裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるということから考えると、委員会でどういうことが行われたかという概略が分かればいいと思う。一般の人にとっては、その過程のやりとりまでは興味・関心はないのではないかと思う。また、すべての発言内容を逐一公開するということになると、各委員の発言が控えられることが考えられる。議事概要の公開で、その目的は達すると思う。
- 経過を掲載せずに結論だけを掲載するというのではなくて、委員会の中でどういう問題があって、その問題について、どういう意見が出たのかということも載せるべきだと思う。それを見た人にどういう議論がされているのかということを知ってもらうことができるというものであれば、議事概要の公開でもよいと思う。
- ※ 議事の公開等について、委員からの以上のような意見を踏まえて、その後、 議事内容の概略を記載した議事概要(委員会において出された意見の記載については、発言の趣旨が正確に伝わるようにし、委員の氏名は表示しない。)を 作成し、大阪家庭裁判所のホームページに掲載することとされた。

オ 委員会の開催回数

- 委員会の開催回数について決めておいていただきたい。各委員にどれくらい の回数を開催すべきであるか、意見を聞いて、次回期日を決めてほしい。
- ※ 委員会の開催回数については、委員会規則の確認事項によって、できる限り 年複数回開催すべきであるとされていることを踏まえて、年何回というように 抽象的に開催回数を定めるということではなく、そのときどきにおける必要に 応じて次回期日を定めることとし、その中で年数回の開催となるように運用し ていくこととされた。

(5) 意見交換

裁判所の事務処理の概況について、家事首席書記官、少年首席書記官から報告が行われ、その後、「安心して利用できる家庭裁判所であるために -窓口、手続案内のあり方-」というテーマで、次のような意見交換が行われた。

- ファックスサービスを利用してみたところ、記載例のひな形が出てきたが、その中に未成年の子の養育費の金額欄に一人10万円と書かれていた。10万円という養育費を定める例はそれほど多くないので、調停を進めていく立場にある者としては、ひな形にはこのような金額は記載しないでいただきたい。記載例を示すというのなら、夫婦関係調整のひな形中の財産分与の金額欄のように、×××円とされたい。
- こういうサービスのパンフレットはどこに置いているのか。できれば弁護士 会にも置いて宣伝していただきたい。
- 成年後見の関係のテレホンサービスを受けてみた。最後に鑑定にいくらかお 金が要りますということであったが、これを聞いた人とすれば、いくらかかる のか分からないので不安になる。裁判所にはいろいろなサービスがあるが、利 用する人にとっては、質問をしたいことがいくつもあると思う。様々な質問を

前さばきするという意味でも、専従で質問に答えられるような電話担当の人を置く必要があるのではないか。

- 私は個人的に手続きを調べたいときなどには、まずインターネットで調べる ことにしているが、裁判所の手続きについても、ホームページなどに掲載され、 定型的に答えられるものについては、その答えも載せておくことにすると、時 間的にも節約ができる。最高裁からのアクセスというのは分かりにくいので、 大阪家裁独自のホームページがあればいいのではないかと思う。
- 役所の敷居は高く、役所用語を見ただけで気が滅入ってしまう。成年後見のパンフレットを見ても、難しい表現があって、分かりにくい。教育程度のそれ程高くない人にも分かる程度に、表現についてもできるだけ平明なものにしてほしい。例えば、成年後見の手引きにある「同意を与えたり」という表現も「同意したり」に、「同意なくしてなされた」という表現も「同意なしの」に、「・・・に要する費用」というのも「必要な費用」にするとか、また、調停申立書の「呼出しのための連絡先」というのは、単に「連絡先」としてもいいのではないか。
- 調停の申立書を見ると、「事件名」とある。調停ということになり、ナーバスになっている当事者にとって、「事件」という表現はどうかと思う。もっと柔らかい言葉があるのではないか。
- 申立書に本籍の記載欄があるが、最近は履歴書についても都道府県名だけの 記載にとどめるように配慮されている。戸籍謄本の添付があればそれで足り、 本籍の記載は不要ではないか。
- これまでは、病院にも医者と患者の間に上下関係があり、患者が萎縮して、言いたいことも言えないという状態があった。ところが、患者の方の権利が強くなってきたということもあり、最近は患者を「・・様」と呼ぶようにしている。最初は抵抗があったが、言葉遣いを変えることによって、接する態度が柔らかくなってきているように感じている。言葉遣いや表現の仕方で全てがソフトになってくると思う。裁判所でもそのようなことを考えていただくとよいと思う。
- 裁判所や病院は、普段は用はなく、困ったときしか利用しない、また、ややこしいシステムを持っているところでは、最初にどれだけ優しく丁寧にしてくれるかということが問題となる。大きな病院では、病院と患者の間に入って、システムの説明をしてくれるボランティアの力を借りることを始めており、裁判所にもそういうものがあってもいいのではないか。
- 私どもの機関の相談でもかなりの方に家裁を紹介している。我々のような関係機関の相談員に対しても、来年4月からの法律の改正の内容や裁判所の手続きについて研修をしていただくと、裁判所のピーアールにもなるのではないか。
- 新聞社の場合には、一本の電話の対応が悪ければ、もうお前のところの新聞は取らないということになる、そういうことで、実務レベルで読者相談会議というものを作って、より良い対応のあり方を検討している。全ての裁判所の職員の対応がよければ別だが、電話の対応についても意識を持って行わなければ、イメージを悪くする可能性が高い。電話に対する専門的な専従の部署が必要ではないか。
- 更生保護関係の機関は、業務の性質上、一般の方にはほとんど知られていない機関であるが、それでも一般の国民への周知ということが課題であると思っている。

(6) 次回の予定

ア 平成15年度第2回委員会開催日 平成16年3月3日(水)午後3時

イ 議題

第2回委員会では、平成16年4月に人事訴訟が家庭裁判所に移管されることから、調停についての相談、受付から、調停委員らによって調停事件がどのように進行されるのか、調停が不成立になった場合には人事訴訟へと手続がどのように進んでいくのか、それらの点を模擬で実演して、見てもらい、それについて意見交換を行う予定とする。